

令和8年度

川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人

募集要項

(令和9年4月開所)

募集開始日	令和8年2月20日(金)
事前相談締切日	令和8年3月24日(火)
応募書類提出締切日	令和8年4月7日(火)

【整備対象】

民間認可保育所

令和8年2月

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育対策課

目 次

第1章 募集

1 募集概要	P. 1
(1) 施設	
(2) 整備手法	
(3) 定員	
(4) 定員構成	
(5) 受入年齢	
(6) 開所時期	
(7) 整備指定地域	
(8) スケジュール	
(9) 別添整備指定地域範囲図	

第2章 応募から選定まで

1 応募資格	P. 4
(1) 応募可能な法人	
2 応募条件	P. 5
(1) 必要資金等	
(2) 近隣への事前周知	
(3) 賃貸借に関する合意	
(4) 募集要項等の遵守	
3 応募手続き	P. 6
(1) 事前相談	
(2) 応募書類（案）提出	
(3) 応募書類提出	
4 選定	P. 8
(1) 応募法人運営園視察・ヒアリング	
(2) 法人審査	
(3) 選定結果等	
(4) その他	

第3章 選定後

1 選定後から保育所整備に向けて	P. 11
(1) 施設整備	
(2) 補助金・入札	
(3) 保育士確保	
(4) その他	

◆◆◆ 川崎市の募集に関する主なポイント ◆◆◆

1 川崎市における近年の保育所等利用申請の傾向について

就学前児童数の減少や育児休業制度の定着などにより、0歳児クラスの定員が埋まらない施設が増加しているほか、定員規模の小さい施設や園庭がない施設においては、1～2歳児クラスについても定員が埋まらないなどの傾向が見られます。

また、新設園の3歳以上児クラスの定員については、例年、新設後、2・3年程度は空きが生じやすい傾向となっております。

民間事業者活用型保育所整備事業への応募にあたりましては、これらの傾向を踏まえながら事業計画を精査していただいた上で、御検討いただきますようお願いいたします。

2 年度限定型保育事業について

新設後1・2年目の認可保育所などにおいては、特に4～5歳児の定員に空きが生じやすい傾向となっております。

本市では、新設園等において空きスペースが生じる場合に、その空きスペースを活用し、入所保留となった1～2歳児を対象に1年間限定で受入を行う年度限定型保育事業を実施しております。

令和7年度は、市内2カ所の保育所で4人の受入を行い、令和8年度についても実施を予定しております。令和9年度以降については現在未定ですが、開設1・2年目においては、定員の充足状況、地域需要等を踏まえて、本市から要請があった際は、事業を実施していただく場合があります。

3 開所後賃借料の補助について

本市では保育所運営法人の賃借料負担の軽減を図るため、認可保育所の運営における建物賃借料補助を実施しています。（整備指定地域に係る駅について網掛け（下線）しています。）

	地域	定員 60人以上
補助 基準 額	鹿島田駅、新川崎駅、武蔵小杉駅、新丸子駅、元住吉駅、武蔵溝ノ口駅、溝の口駅、高津駅、梶が谷駅、登戸駅、 <u>向ヶ丘遊園駅</u> の各駅を最寄りとし、その駅からの道のりが1km以内にある保育所	1㎡あたり 2,200円
	川崎大師駅、鈴木町駅、港町駅、京急川崎駅、川崎駅、川崎新町駅、小田栄駅、尻手駅、 <u>矢向駅</u> 、平間駅、向河原駅、武蔵中原駅、武蔵新城駅、二子新地駅、宮崎台駅、宮前平駅、鷺沼駅、津田山駅、宿河原駅、 <u>稲田堤駅</u> 、 <u>京王稲田堤駅</u> 、生田駅、読売ランド前駅、百合ヶ丘駅、新百合ヶ丘駅、柿生駅、栗平駅の各駅を最寄りとし、その駅からの道のりが1km以内にある保育所	1㎡あたり 1,600円
	大師橋駅、東門前駅、八丁畷駅、久地駅、中野島駅、五月台駅の各駅を最寄りとし、その駅からの道のりが1km以内にある保育所	1㎡あたり 1,300円
	最寄り駅からの道のりが1km超にある保育所	

※上記金額は公定価格分を含みます。

第1章 募集

1 募集概要

(1) 施設

児童福祉法第39条第1項に規定する保育所

(2) 整備手法

賃貸物件を自ら確保し、賃貸建物を改修することにより、認可保育所を整備するもの

(3) 定員

60人以上

(4) 定員構成

2歳児と3歳児の定員差は2人以上設けること

※最終的な定員構成は、川崎市との協議に応じていただきます。

(5) 受入年齢

1歳児から5歳児まで

(6) 開所時期

令和9年4月1日（厳守）

(7) 整備指定地域

整備指定地域 ※(9)別添整備指定地域範囲図参照		整備人数 (目安)
幸区	町名：小倉1～4丁目、新小倉、北加瀬1丁目（一部）、小倉、塚越3、4丁目、東小倉、鹿島田1丁目、新川崎（一部） 加点の対象とする地域：小倉1、3、4丁目、新小倉、小倉、塚越3丁目、東小倉、新川崎（一部）	60人程度
多摩区	町名：登戸（一部）、菅1丁目、菅北浦1～3丁目、菅馬場1丁目、菅馬場2丁目（一部）、生田1丁目（一部） 加点の対象とする地域：登戸（一部）	150人程度

- ・整備指定地域以外の整備相談は、お受けしません。
- ・整備指定地域内であっても物件や周辺環境等（近隣の保育所及び認可外保育施設の設置状況含む）の状況によりお受けできない場合があります。
- ・整備指定地域は、将来の保育需要を保障するものではありません。

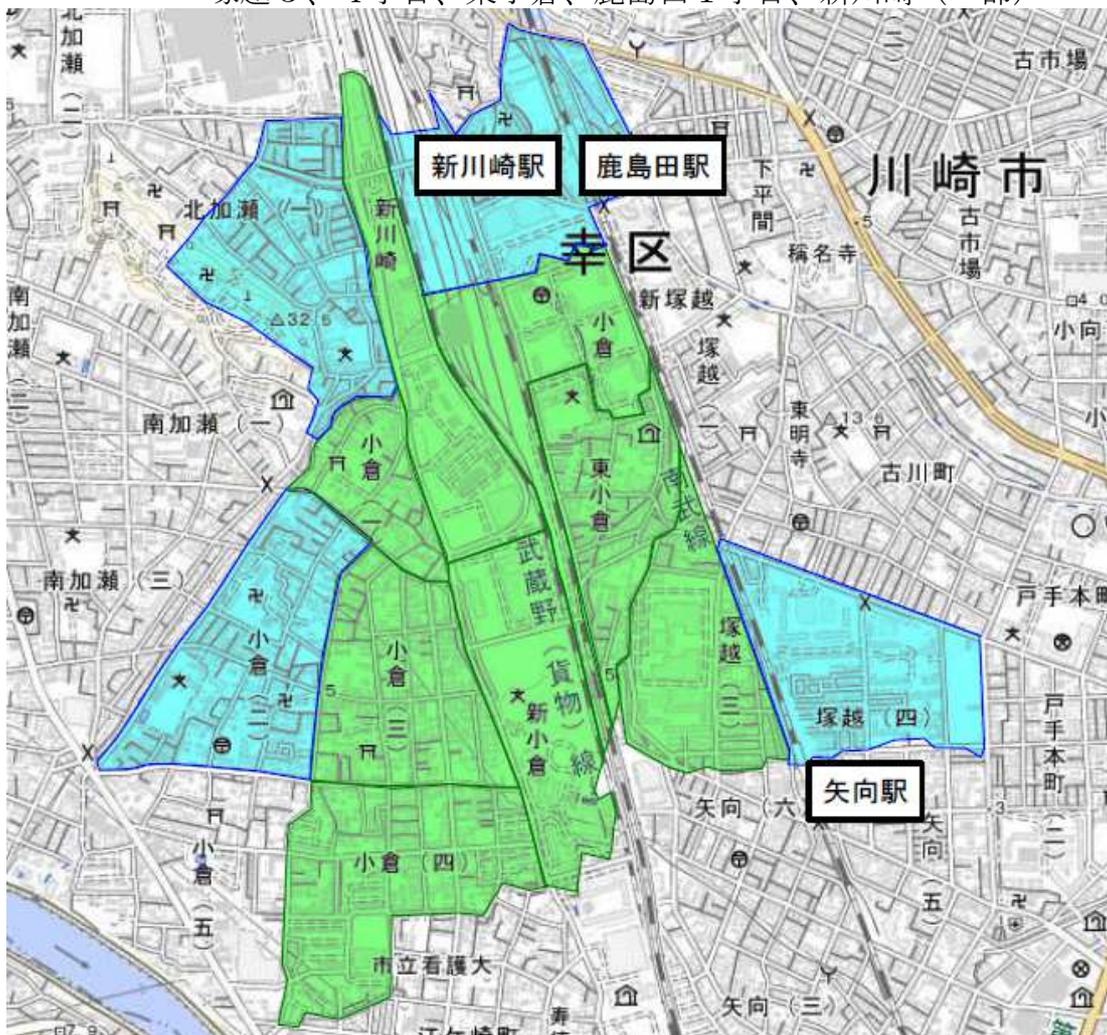
- ・幸区の小倉1、3、4丁目、新小倉、小倉、塚越3丁目、東小倉、新川崎（一部）、多摩区の登戸（一部）で申込の場合は選考の際に加点となります。（詳細地域については別添整備指定地域範囲図参照）

(8) スケジュール

日 程	内 容
令和8年2月20日（金）	運営法人募集開始
令和8年3月24日（火）	事前相談締切
令和8年3月31日（火）	応募書類（案）提出締切
令和8年4月 7日（火）	応募書類提出締切
令和8年4月上旬～5月上旬	応募法人運営園視察・ヒアリング
令和8年5月上旬～6月初旬頃	法人審査・法人決定

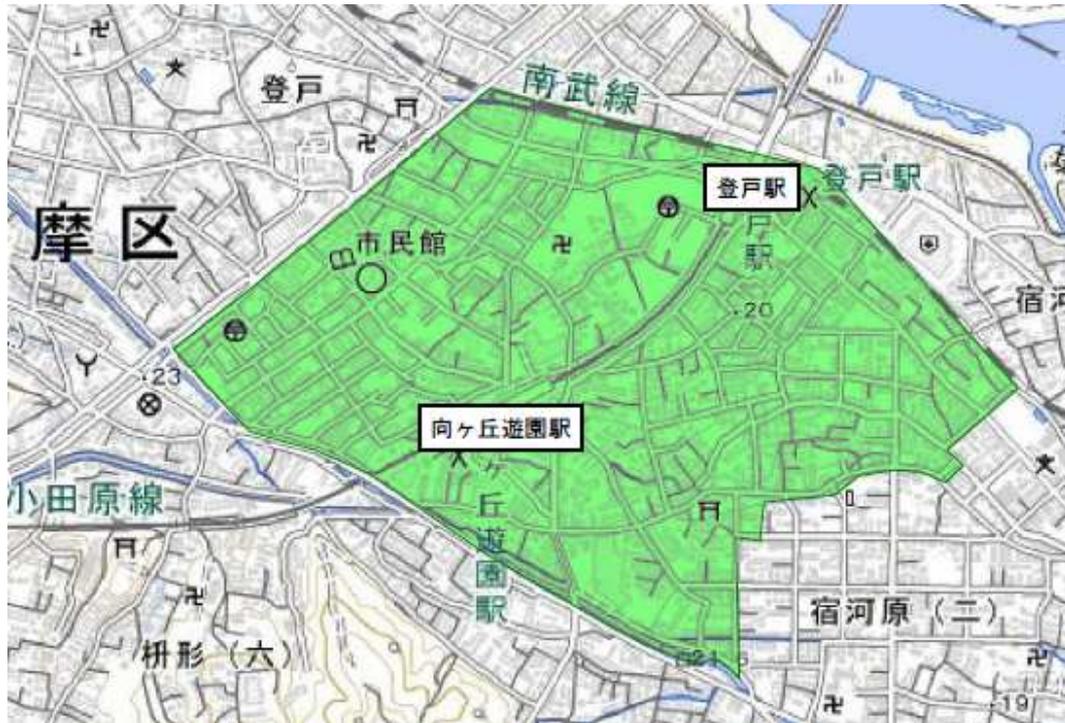
(9) 別添整備指定地域範囲図 ※加点地域：緑色、加点地域以外：水色

幸区 町名：小倉1～4丁目、新小倉、北加瀬1丁目（一部）、小倉、塚越3、4丁目、東小倉、鹿島田1丁目、新川崎（一部）

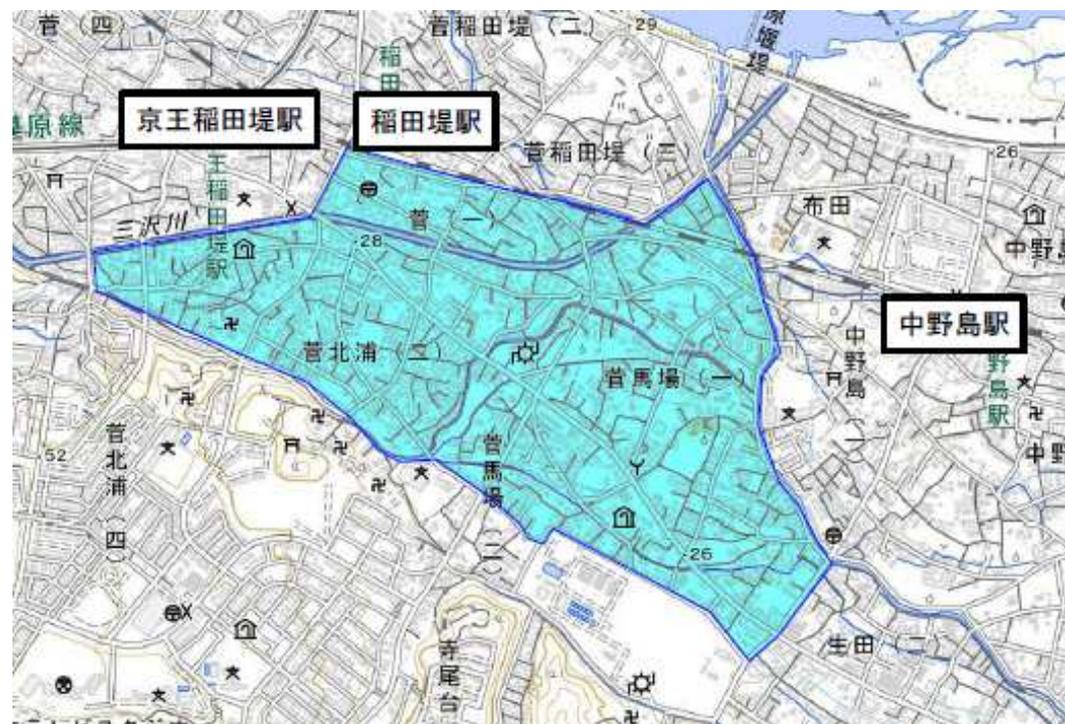


出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#16/35.545078/139.670151/&base=pale&ls=pale&disp=1&vs=c1g1j0h0k010u0t0z0r0s0m0f0>) 標準地図を加工して作成

多摩区 町名：登戸（一部）、菅1丁目、菅北浦1～3丁目、菅馬場1丁目、
菅馬場2丁目（一部）、生田1丁目（一部）



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#16/35.620762/139.563789/&base=pale&ls=pale&disp=1&vs=c1g1j0h0k010u0t0z0r0s0m0f0>) 標準地図を加工して作成



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#15/35.628437/139.539135/&base=pale&ls=pale&disp=1&vs=c1g1j0h0k010u0t0z0r0s0m0f0>) 標準地図を加工して作成

※整備物件が整備指定地域に該当するか、下記担当まで電話でお問合せください。

○川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育対策課

電話番号：044-200-3473

第2章 応募から選定まで

1 応募資格

(1) 応募可能な法人

次のア～カのいずれかに該当する法人

- ア 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- イ 児童福祉法第35条第4項により認可を受けた保育所を運営している法人
- ウ 児童福祉法第34条の15第2項により認可を受けた家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業（A型・B型・C型）、家庭的保育事業又は事業所内保育事業を運営している法人（小規模保育事業C型、家庭的保育事業又は事業所内保育事業のみを運営する法人は、令和7年4月1日時点で2年以上運営していること。）
- エ 令和7年4月1日時点で、都道府県又は市町村等から認定等を受け、運営費が補助されている認可外保育施設（川崎認定保育園、東京都認証保育所、横浜保育室及び企業主導型保育事業等）を3年以上運営している法人
- オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項により認可を受けた幼保連携型認定こども園を運営している法人
- カ 学校教育法第1条による幼稚園を運営している法人

※欠格事項

(1)を満たす法人であっても、団体又はその役員等が次のア～ケのいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- ア 児童福祉法第35条第5項第4号に該当する者
- イ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- ウ 応募日前の3年以内に契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- エ 応募日前の3年以内に競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- オ 応募日前の3年以内に落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- カ 応募日前の3年以内に契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 法人税、消費税及び地方消費税等の国税・地方税を滞納している者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしている者
- ケ 川崎市暴力団排除条例に基づく排除措置の対象者とされている者

【参考】排除措置の対象となる場合

- 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

2 応募条件

(1) 必要資金等

次のア～エの全てに該当すること。

- ア 事業を行う自己資金、運転資金が確保されていること。
- イ 整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれること。
- ウ 見込んでいる賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- エ 社会福祉法人以外の法人が保育所等を設置する場合は、次の条件を満たしていること。

(ア) 経済的基礎

- a 保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。(学校法人を除く。)
- b ①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と本市が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- c 直近の会計年度において、保育所を運営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。(学校法人を除く。)

(イ) 社会福祉事業に関する知識経験

- a 実務を担当する幹部職員が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は当該保育所の経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に社会福祉事業について、知識経験を有する者を含むこと。

- b 社会福祉事業について、知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
- c 経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

（２）近隣への事前周知

応募にあたり、近隣住民、地元自治会町内会、認可保育所・認可外保育施設、幼稚園等（以下、「近隣住民等」という。）に対し、応募に関する事前周知を確実にを行い、説明を求められた場合には真摯に対応してください。（近隣住民等への事前周知状況によっては、応募をお受けできない場合があります。周知範囲、周知内容等については、事前に保育対策課に御相談ください。）

（３）賃貸借に関する合意

貸主と法人間の賃貸借契約に係る不調等は、その後の審査手続や選定結果に支障をきたしますので、あらかじめ当該施設の土地・建物等の貸主の合意を得た上で合意書や覚書を締結してください。

定期借家契約の場合は、整備にあたる補助金の対象外となります。

（４）募集要項等の遵守

開所後の保育所の運営においては、募集要項、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の他関係法令を満たしている必要があります。運営開始後に当該基準等を必ず満たしてください。基準等に関する詳細は「別冊（設備及び運営に関する基準）」のとおりです。

※ （１）から（４）を満たしていない場合は、応募をお受けできません。

※ 応募にあたり、申請内容等に重大な虚偽があったと判断できる事象が生じた場合、その他信義則を著しく損なうような事象があった場合には、不選定（選定後であれば選定取り消し）などの措置を取る可能性があります。

3 応募手続き

（１）事前相談

川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人募集事前相談票を作成し、令和８年度川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人募集事前相談受付フォームから手続きを行ってください。

なお、必要書類を持参の上、直接事前相談を行うこともできます。その際は電話にて事前相談日時の調整を行ってください。

ア 相談窓口

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育対策課

郵便番号：210-8577

住所：川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎15階

電話番号：044-200-3473

メールアドレス：45taisak@city.kawasaki.jp

イ 締切日

令和8年3月24日（火）

ウ 事前相談受付フォーム

<https://logoform.jp/form/FUQz/211292>



※事前相談を行っていない場合、応募をお受けできません。

(2) 応募書類（案）提出

事前相談終了後、別紙「民間事業者活用型保育所等整備事業申込書類提出一覧」のとおり申込書類を2部作成し、（案）として次のとおり御提出ください。保育対策課にて、不足書類の有無、記載漏れ等応募書類の体裁を確認の上、御連絡します。

ア 提出締切日

令和8年3月31日（月）

※郵送の場合は必着

イ 提出部数

1部（作成した2部の内、1部は控えとしてください。）

※原本がある書類は写しを御提出ください。

ウ 提出方法

郵送または持参

※持参の場合は、電話にて日時の調整を行ってください。

(3) 応募書類提出

(2)において、保育対策課から修正等の連絡があった場合は当該箇所を修正の上、次のとおり御提出ください。

ア 提出締切日

令和8年4月7日（火）

※郵送の場合は必着

イ 提出部数

(ア) 書類

正本（財務関係書類あり） 1部

副本（財務関係書類あり） 9部

(イ) 電子データ

民間事業者活用型保育所等整備事業申込書類提出一覧に定める書類一式を番号ごとにPDF化し、ZIPファイルにて提出

※題名、ファイル名は番号としてください。

ウ 提出方法

(ア) 書類

郵送または持参

※持参の場合は、電話にて日時の調整を行ってください。

(イ) 電子データ

応募書類提出フォーム

<https://logoform.jp/form/FUQz/211293>



エ 注意事項

(ア) 図面及び参考資料を除き、提出書類はA4版（両面印刷可）で作成の上、A4フラットファイルに綴じてください。

(イ) 提出書類にはインデックスを貼付し、インデックスごとにページ番号を付番してください。

(ウ) 応募書類提出後も、必要に応じて別途資料の追加提出をお願いする場合があります。

(エ) 提出された応募書類の内容の変更、追加提出は原則認めません。応募に当たっては、あらかじめ十分な計画策定と事前調整をお願いします。

(オ) 提出された応募書類については、川崎市情報公開条例の対象となり、同条例の規定により、公開する場合があります（ただし、非開示情報を除く。）。

(カ) 選定後は、提出された応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

4 選定

(1) 応募法人運営園視察・ヒアリング

ア 運営園視察

保育対策課において、応募法人が現在運営している既存施設（保育所等）の視察を行います。当日は、施設内及び関係資料の確認やヒアリングを行いますので、当該応募の法人担当者の立会いをお願いします。視察施設、日時等の詳細については、別途通知します。

イ ヒアリング

保育対策課において、事業提案内容のヒアリングを行います。当日は、事業計画や財務状況について確認しますので、当該整備責任者、法人の実務を担当する幹部職員（施設長等）、法人の財務に精通する方（顧問税理士等）等の出席をお願いします。日時等の詳細については、別途通知します。

（２）法人審査

ア 審査方法

応募法人運営園視察及びヒアリングを踏まえ、「川崎市附属機関設置条例」に基づき設置する「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」が、市長が別に定める選考基準に基づき審査を行います。

なお、選定委員会における主な評価項目については次項のとおりです。同区内で複数法人から応募があり、応募施設の定員合計が整備目安を上回った場合は、審査結果が上位の法人のみを選定する場合があります。また、既存保育所の利用申請状況等を踏まえ、整備人数（目安）まで選定しない場合があります。

区分	主な評価項目
団体の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 保育所の管理運営を行うに適した理念等の有無・ 財務基盤の安定性（財務基盤の安定性が標準点に満たない場合は、審査不適格とみなし、審査対象外【不選定】となります。）・ 保育所の管理運営を行うに十分な実績の有無・ 諸規程の適正整備・ 事業のサービス内容や利用条件等の外部発信 等
保育所の運営	<ul style="list-style-type: none">・ 保育所の運営方針・保育目標・ 職員の保育技術・知識の習得や資質向上のための研修計画等・ 児童の健康管理・ 児童の状態に合わせた給食の対応・ 障害児保育・ 保育環境（衛生面・安全面）の取組・ 虐待の防止及び早期発見・ 危機管理に対する体制・ 保護者との連携・ 要望・苦情に対する対応の体制 等
職員の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 施設長配置の考え方・ 職員確保に向けた方法及び適正な勤務体制・ 職員の継続的な雇用策 等
地域における子育て支援	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の子育て支援に対する考え方・ 地域及び関係機関との連携 等
保育施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none">・ 整備予定地・ 周辺環境（利便性・安全性等）・ 保育室等の面積や保育環境・ 屋外保育の考え方や専用園庭の有無・ 当該施設の整備に係る資金計画及び施設運営の収支予算の適正管理 等

イ 事業提案

選定委員会では、応募法人から事業提案説明を行っていただきます。事業計画や財務状況等について、委員との質疑応答も行いますので、当該整備責任者、法人の実務を担当する幹部職員（施設長等）、法人の財務に精通する者（顧問税理士等）等の出席をお願いします。日時等の詳細については、別途通知します。

ウ 注意事項

- （ア）適正な審査を行う観点から、応募法人は、設置・運営法人の審査に係る「川崎市保育所等整備事業者選定委員会」の委員に対して、本件に関連する接触を固く禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。
- （イ）ヒアリング及び事業提案説明は、審査を行う上で非常に重要なものとなっています。応募書類の内容や質問に対する説明不足がないようにしてください。

（３）選定結果等

選定委員会の審査結果を参考に、市長が設置・運営法人を決定します。

選定結果については、令和８年６月初旬頃までに書面で通知します。また、選定された法人については、法人名、整備予定地及び定員数を本市インターネットホームページ等で公表します。

（４）その他

- ア 当該申請に係る費用や関係者との調整は、全て応募法人の負担と責任に基づくものとします。
- イ 法人選定後、応募内容に基づく整備ができない場合は、事業の決定を取り消す場合があります。

第3章 選定後

1 選定後から保育所整備に向けて

(1) 施設整備

募集要項、関係法令を遵守の上施設整備を行ってください。また、令和9年4月1日から安定的に保育所を開所できるよう、令和9年3月31日までに保育所運営に必要な物品等を確実に調達し配置してください。

(2) 補助金・入札

詳細は「別冊（民間事業者活用型保育所整備費補助金について）」のとおりです。

(3) 保育士確保

令和9年4月1日から「別冊（設備及び運営に関する基準）」のとおり職員配置をおこなえるよう、必要職員の確保を行ってください。

(4) その他

ア 選定後は、近隣住民等に対し、速やかに事業計画や運営内容等について適宜説明や調整を行うとともに、苦情・紛争等があった場合は、応募法人の責任において、誠意を持って対応してください。

イ 工事施工に当たっては、近隣に対し、着工前に工事スケジュールや連絡先等について説明を行うとともに、騒音対策、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意するなど近隣・地域への影響に十分配慮してください。

ウ その他、市の指導等に従い、適宜対応してください。

項目	令和8年度											令和9年度	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
施設整備				施設整備(補助金交付決定及び入札後)									
補助金・入札	補助金交付申請			補助金交付決定後入札				補助金実績報告書類提出		補助金交付			
保育士確保	保育士確保												
認可・確認							●児童福祉施設設置認可申請書類配布 ●特定教育施設確認申請書類配布	認可・確認申請					
説明会							●民間保育所等新規開設法人運営準備説明会			●民間保育所予算事務説明会 ●川崎市子どものための教育・保育給付費請求ソフト操作説明会			
その他	近隣住民等対応												